
鳥取県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/11/09 18:00

1. はじめに

本書は、鳥取県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における補助金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 鳥取県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. 事務局連絡先	6
5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	6
6. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・ 様式 4 口座振替依頼書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 鳥取県観光支援事業について

(1) 概要

鳥取県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、鳥取県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本県では「周遊旅行促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、鳥取県を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊又は鳥取県に 2 泊以上の連続した宿泊のうち、鳥取県内での宿泊に係る料金に対して補助金を交付します。

補助金を受けるためには、旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）に参加する方法と、旅行者自身が補助金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類があります（2つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 支援金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として補助金を交付します。また、鳥取県の補助上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、1 人当たり延べ 5 泊までです。但し、鳥取県内のみで連泊される場合は 2 泊まで（1 人あたり延べ 2 泊まで）が補助上限となります。

なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの宿泊（平成 31 年 2 月 1 日（金）チェックアウト）です。但し、鳥取県のみで 2 泊以上する場合は、平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの宿泊（平成 31 年 2 月 1 日（金）チェックアウト）です。

(5) 対象となる宿泊施設

鳥取県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、補助金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日口座振替依頼書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に鳥取県観光支援事業における 4,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

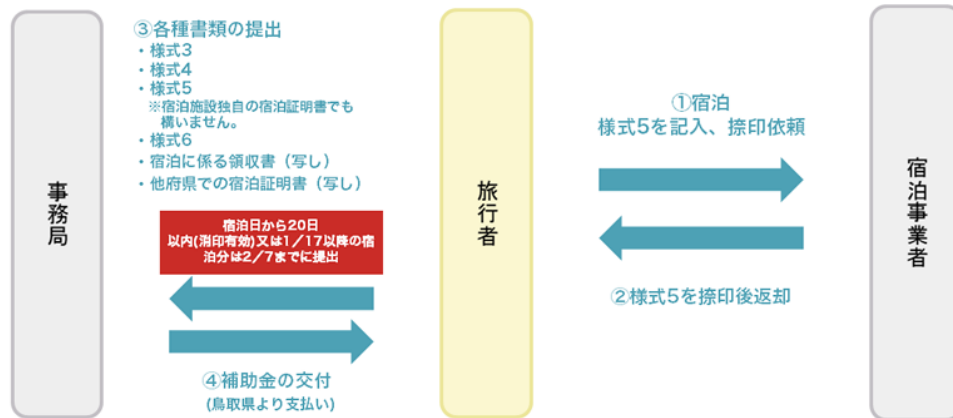
補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）
2. 周遊旅行促進事業（上記以外）

(2) 周遊旅行促進事業（割引企画旅行への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

【書類提出の流れ 鳥取県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **20 日以内（消印有効）** **又は 1月 17 日以降の宿泊分は 2月 7 日までに原本を事務局へ提出**（郵送のみ）してください。特に、「様式 5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式 3 申請書兼実績報告書
- ・様式 4 口座振替依頼書
- ・様式 5 宿泊証明書原本（※宿泊施設独自の宿泊証明書でも構いません）
- ・様式 6 行程表・旅行者一覧
- ※宿泊者全員の名前と住所が分かるもので、同等内容記載であれば様式自由
- ・宿泊に係る領収書（写し）
- ・他府県での宿泊証明書（写し）※他府県での宿泊がない場合は不要です

※**ご注意：申請書類における金額訂正はできません。訂正印の使用も不可です。**

宿泊証明書に記入する金額は、1名ずつ宿泊単価（税抜）を記載下さい。

申請書に記入する算定基準額は交付申請額と同額を記入して下さい。

2. 鳥取県が書類受理後 30 日以内に補助金の交付通知を発行し、補助金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/tottori.html>

(4) 注意事項

・補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」鳥取県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTБ 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」鳥取県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6525 FAX：086-232-1220

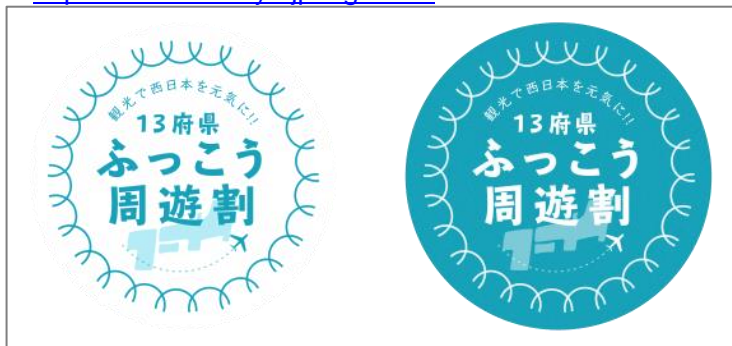
メール：tottori_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「13 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



6. 「13府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

観光で西日本を元気に!!
「13府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

観光で西日本を元気に!!
13府県
ふっこう
周遊割

新着情報 NEWS [もっと見る >](#)

13府県	2018.09.21	事業概要の変更に伴う問い合わせ窓口として、9月22日(土)は臨時で事務局をオープンいたします。
13府県	2018.09.21	「同一府県内、2連泊以上を支援対象」とした条件につきましては、9月27日(木)までに随時公開いたします。
2県	2018.09.21	徳島県と香川県が対象地域に追加されました。詳細は随時公開いたします。
愛媛県	2018.09.05	ボランティア参加者向けの情報を公開しました。